

政策 III-2-(2)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	信託制度の整備
16年度重点施策	信託制度の整備
参考指標	信託業法等の整備状況

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関の企業活動が活発に行われていること
重点目標	新規参入等を通じて競争が促進されていること

3. 政策の内容

企業の資金調達手段を多様化するなど金融の一層の円滑を図るための環境整備を進める観点から、信託業のあり方について、受託可能財産や信託業の担い手の拡大などを主な内容とする見直しを行い、所要の法案（信託業法案）を平成16年3月に国会に提出しました。金融庁としては、同法律の速やかな成立を図るとともに、関係政令・府令等の整備を行ったほか、制度の周知及び円滑な信託業関連業者の免許・登録事務を行っているところであり、これらにより新規参入の促進を期待しているところです。

4. 現状分析及び外部要因

受託可能財産や信託業の担い手の拡大などを主な内容とした「信託業法案」を平成16年3月に国会へ提出、第161回臨時国会の平成16年11月に成立しました。この信託業法を施行するための関係政令・府令等及び監督指針については、パブリック・コメントを経て公布等を行い、平成16年12月30日に信託業法等が施行されました。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 信託業法等の施行

信託業法案を第159回通常国会（平成16年3月5日）に提出しました。同法案は継続審議となり、第161回臨時国会において（平成16年11月26日）成立しました。これを受けて信託業法の関係政令・府令等を整備し、信託業法等は平

成 16 年 12 月 30 日に施行されました。

また、信託業法の施行に伴い、「信託会社等に関する総合的な監督指針」を公表しました。(平成 16 年 12 月 30 日)

② 信託業法等の周知等

金融庁ホームページのアクセス F S A^{※1}に「信託業法の概要」等を掲載するとともに、改正信託業法のコーナー^{※2}を設け、関係法令や諸手続きを説明するなど、信託業法等について周知を行っています。

③ 信託会社等への免許の付与等

信託業法の施行後、平成 17 年 6 月 30 日までの間、運用型信託会社 1 件の免許、管理型信託会社 1 件の登録、信託契約代理店 179 件の登録及び信託受益権販売業者 237 件の登録を行いました。

(2) 評価

信託業法は前述のとおり、受託可能財産の範囲を知的財産権を含む財産権一般に拡大することや、金融機関に限定されていた信託業の担い手を金融機関以外の者に拡大することを基本的な内容としています。

信託業法の施行後、金融機関以外の者である 2 社が新たに信託業に参入したほか、信託契約代理業、信託受益権販売業についても多数の業者が参入している状況にあり、重点目標である「新規参入等を通じた競争の促進」に対し、着実に進捗しているところです。

6. 今後の課題

信託機能の利用を更に促進する観点から、現在、法務省において検討が行われている信託法改正にあわせ、必要に応じ信託業法等の整備をすることについて検討していくことが必要です。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（課題についての検討等）を進めていく必要があります。

※1 アクセス F S A 「信託業法の概要」 <http://www.fsa.go.jp/access/17/200501.html>

※2 「改正信託業法のコーナー」 <http://www.fsa.go.jp/policy/index.html>

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 信託会社等の新規参入状況

10. 担当部局

総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局銀行第1課